

「緑ヶ丘公園 売店・ボート利活用事業」実施に係る協定書（案）

帯広市（以下「甲」という。）と ○○○○○○（以下「乙」という。）とは、「緑ヶ丘公園 売店・ボート利活用事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的及び解釈）

第1条 この協定は、本事業の円滑な実施に必要な事項を明らかにし、本事業が円滑に実施されることを目的とする。

2 本事業は、甲乙それぞれが信義に則り誠実に取り組むものとする。

3 本事業の実施については、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、帯広市公園条例、帯広市公園条例施行規則並びにこれらの規定に基づく処分、本事業募集要項及び乙の提案書並びに甲乙協議のうえ変更することとした乙の提案書の事項に定めるもののほか、この協定の定めるところによる。

（事業概要）

第2条 本事業の実施概要は、次のとおりとする。

(1) 期間 令和5年○月○日から令和○年○月○日まで

(2) 場所 緑ヶ丘公園 売店・ボート

(3) 内容 (提案書に基づき、実施内容を記載) 及び利活用に資する取組み (利用区域及び周辺の清掃活動 ほか)

2 甲は、前項の事業の実施を認める場合、乙に対して都市公園法第5条第1項に基づく公園施設管理許可(売店における事業実施にあたり、売店周辺の公園敷地を利用する場合は、帯広市公園条例第3条第1項に基づく公園行為許可)を行うものとする。

（甲が行う業務の範囲）

第3条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 本事業全般に対する公園利用者等からの意見及び要望等への対応

(2) 自主広報媒体(広報誌、ウェブサイト及びSNS等)を中心とした広報活動

（第三者への委託の禁止）

第4条 乙は、本事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、甲が認めた場合は、主たる業務を除く業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 乙が本事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用負担において行うものとする。この場合において、その業務に関して乙が委託又は請け負わせる第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用は、全て乙がこれを負担するものとし、甲はその賠償の責を負わない。

3 乙は、前項の規定により本事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

（安全確保等の措置）

第5条 乙は、本事業の実施に際し、安全確保に必要な人員を配置し、事故の未然防止に必要な措置及び事故発生時の連絡等、緊急体制の確保、並びに事後措置に関して万全を期することとする。

2 甲は、乙が前項に基づき実施する事故の未然防止の措置に、協力するものとする。

(その他)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ、その都度定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米沢 則寿

乙